

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム包括協定書

(自治体等名称)は、埼玉東上地域大学教育プラットフォームの設立の趣旨及び目的に賛同し、包括的な協定の締結に同意する。

1 名称

この組織は、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

2 所在地

プラットフォームの所在地は、東京電機大学理工学部内に置く。

3 事業

地域の自立、持続可能な地域社会の実現とその発展に寄与するため、「多様な高等教育及びリカレント教育の展開」、「人々が安心して、安全に、幸せに暮らせる地域づくりの推進」、「若者の定住促進を図り、地域産業の振興と雇用の創出」などに資する事業を行う。

4 組織

プラットフォームは、原則として、埼玉県内の東武東上線、西武池袋線及び西武新宿線の沿線地域に所在する大学及び短期大学、自治体、事業者等をもって組織する。

5 会員

1) プラットフォームの構成員は、次の3種の会員とする。

- ① 大学・短期大学会員
- ② 自治体会員
- ③ 事業者等会員

2) プラットフォームは、必要な手続きを経て、オブザーバー会員の参加を認める。

6 運営体制

1) プラットフォームの運営及び事業を適正に、かつ円滑に遂行するため、次に掲げる会議及び活動部門を設置する。

- ① プラットフォーム全体会
- ② プラットフォーム運営協議会
- ③ プラットフォーム幹事会
- ④ プラットフォーム委員会

2) プラットフォームを運営し、事業を推進するため、次に掲げる業務執行体制を執る。

- ① 代表校 1校
- ② 副代表校 1校
- ③ 事務局長校 1校
- ④ 幹事校 若干校
- ⑤ 会計担当校 1校
- ⑥ 委員長校 若干校
- ⑦ 監事 2名

7 経費及び会費等

1) プラットフォームの運営に係る経費は、会員からの会費及び寄附金品、助成金等をもって充てる。ただし、自治体会員、事業者等会員及びオブザーバー会員からは、会費を徴収しない。

2) プラットフォームは、個人、団体等から、寄附金品、助成金、補助金その他経費の援助を受けることができる。この援助には、施設・設備、場所等の無償での使用や備品、消耗品等の提供などを含む。

8 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、当該会員又は代表校から更新しない旨の書面による意思表示がないときは、さらに1年間自動更新する。以後の取扱いについても同様とする。

年 月 日

自治体等名 ○○○○
市町村長 ○○○○ 印
所在地 埼玉県○○○○○

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム
代表校名 東京電機大学
学 長 射場本 忠彦 印
所在地 埼玉県比企郡鳩山町石坂

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム
担当校名
学 長 印
所在地